

第3章 必要な外来医療機能及び対応方針

第1節 地域の外来医療の状況

1 医療施設数及び従事医師数

| | 医療施設数 (箇所数) | 従事医師数 (人) |
|-------|----------------|--------------|
| 一般診療所 | 1,613 | 1,930 |
| 病 院 | 232 | 5,226 |

* 医療施設数：医療施設調査 令和2年（2020年）10月1日現在の病院数及び一般診療所数
 従事医師数：医師・歯科医師・薬剤師統計 令和2年（2020年）12月31日現在の医療施設（病院及び診療所）従事医師数

2 外来診療施設数及び患者数

| | 外来施設数 (月平均数) | 通院外来施設数 (月平均数) | 外来患者延数 (回/月) | 通院外来患者延数 (回/月) |
|-------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 一般診療所 | 1,963 | 1,394 | 1,486,694 | 1,451,215 |
| 病 院 | 372 | 232 | 729,882 | 722,671 |

* NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成31年4月から令和2年3月までの診療分データ（12か月）に基づき抽出・集計したもの。（通院外来には、往診・在宅訪問診療の診療行為は含まれない。）

3 時間外外来施設数及び患者数

| | 時間外等外来施設数 (月平均数) | 時間外等外来患者延数 (回/月) |
|-------|---------------------|---------------------|
| 一般診療所 | 1,034 | 54,582 |
| 病 院 | 207 | 11,012 |

* NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成31年4月から令和2年3月までの診療分データ（12か月）に基づき抽出・集計したもの。

4 往診実施施設数及び在宅患者数

| | 往診実施施設数 (月平均数) | 往診患者延数 (回/月) | 在宅患者訪問診療実 施施設数(月平均数) | 在宅患者訪問診療患 者延数(回/月) |
|-------|-------------------|-----------------|-------------------------|-----------------------|
| 一般診療所 | 323 | 3,220 | 246 | 32,259 |
| 病 院 | 64 | 286 | 76 | 6,924 |

* NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成31年4月から令和2年3月までの診療分データ（12か月）に基づき抽出・集計したもの。

5 医療機器の配置・保有・活用状況

| | | CT | MRI | PET | マンモグラフィ | 放射線治療 (体外照射) |
|------------------|-----|-------|-------|-------|---------|-----------------|
| 医療機器台数 | 診療所 | 133 | 93 | 3 | 36 | 0 |
| | 病院 | 233 | 136 | 14 | 43 | 27 |
| 調整人口当たり台数 | | 15.5 | 9.6 | 0.71 | 3.1 | 1.14 |
| 人口10万人対台数 | | 15.3 | 9.6 | 0.71 | 3.3 | 1.13 |
| 年間稼働率 (件数/1台) | 診療所 | 720 | 1,526 | 1,309 | 1,366 | - |
| | 病院 | 1,772 | 2,015 | 598 | 468 | 2,122 |

* 医療施設調査 令和2年(2020年)及び令和元年度NDBデータ

* 調整人口あたり台数：地域の医療機器の台数/地域の人口(10万人)×地域の標準化検査率比

第2節 地域で不足する医療機能の現状・課題

1 初期救急医療に関する外来医療の現状・課題

(1) 現状

- 主に軽度の救急患者の外来診療を担当する初期救急医療は、郡市医師会が行う在宅当番医制及び市が行う休日夜間急患センター等により概ね体制が確保されておりますが、初期救急医療を担う医師の確保が難しく、体制の維持が困難な地域もあります。
- 住民の大病院・専門医志向などを背景に、軽症者の夜間受診が二次救急医療を担う病院へ集中することや一部住民のコンビニ受診に伴い、病院勤務医への負担が増大するなどの問題が生じています。

(2) 課題

- 身近な地域で救急医療を受けることができるよう、体制の維持・充実を図る必要があります。
- 救急医療体制の維持には、初期救急医療を担う医師の確保に加え、住民に対する適切な医療機関や救急車の利用に関する一層の啓発が必要です。

2 在宅医療の提供体制の現状・課題

(1) 現状

- 人生の最終段階も含め24時間体制で患者の急変等に対応できる在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所は、令和4年3月現在、それぞれ30施設、185施設が届出を行っており、病院については、横ばい傾向ですが、診療所については年々増加しています。
- 令和2年度においては、札幌圏域における人口10万人当たりの訪問診療を実施している診療所・病院は12.6で、全道平均の15.1より低い状況です。(令和2年度KDB)
- 高齢化の進行や生活習慣病(慢性疾患)が死因の上位を占めるなどの疾患構造の変化、要介護認定者や認知症患者の増加により、自宅や地域で疾患を抱えつつ生活を送る住民が今後も増加していくことが考えられます。また、地域医療構想を推進する中で、病床の機能分化、連携が進むことに伴い、在宅患者へのサービス必要量の増加も見込まれています。

(2) 課題

- 退院支援入院医療機関と在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療提供体制を確保することが必要です。
- 患者の疾患、重症度に応じた多職種協働による医療（緩和ケアを含む）が、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されることが必要です。
- 在宅療養者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所及び訪問看護事業所と入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保することが必要です。
- 人生の最終段階において、本人の意思が尊重される環境を整備することが必要です。

第3節 地域で不足する医療機能に対する今後の取組の方向性（地域の方針）

1 初期救急の確保に向けた今後の取組の方向性

- 原則、市町村を単位として初期救急医療を確保するとともに、確保困難な地域においては、他の市町村と連携をしつつ、その確保に努めます。
- 在宅当番医制への各医療機関の積極的な参加を促進するとともに、インフルエンザなどの感染症の流行にも適切に対応できるよう、医師会や保健所、二次・三次救急医療機関との連携に努めます。
- 圏域内における医師確保に関しては、道が実施している各種医師確保対策事業を活用して対応します。
- 限られた医療資源を有効に活用するため、引き続き、住民に対し救急医療機関に関する情報を提供するとともに、医療機関や救急車の適切な利用に関する啓発等を行います。

2 在宅医療の確保に向けた今後の取組の方向性

- 医療機関等に対し、在宅医療の制度等に関する情報提供を通じ、在宅医療への理解を深め、在宅医療の中心となる在宅療養支援診療所等の医療機関の整備を支援します。
- 患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所・訪問看護事業所、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟を整備している医療機関相互の連携体制の構築に努めます。
- 往診や訪問診療など在宅医療に重要な役割を果たす、かかりつけ医を持つことの必要性や意義について普及啓発に努めるとともに、在宅医療に関する情報提供に努めます。
- 住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるよう、在宅医療圏単位での在宅医療の連携構築を目指します。そのために、市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業の取組や、地域の医療介護資源等の把握や課題の整理、課題解決に向けた取組を進め、退院支援から日常の療育支援、急変時の対応、看取りまで継続した医療提供体制の構築ができるよう支援します。
- 当圏域の在宅医療提供体制等に関する協議の場として設置した、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議「在宅医療専門部会」において、地域の医療・介護資源等の把握や課題の整理を行い、課題解決に向けた取組を進めていきます。

3 新規開業の状況に関するフォローアップ（地域で不足する外来医療機能に関する意向確認）

- 診療所を開設する医師等に対し、開設届を提出する際に地域の外来医療機能の現状等について理解を促し、地域で不足する外来医療機能等を担う意向を確認します。
- 地域医療構想調整会議で意向調査の取りまとめ結果を共有し、新規開業の状況や不足する機能を新たに担う新規開業者の状況を把握した上で、外来医療機能の偏在等に関する情報発信や、地域で不足する外来医療機能の確保に向けた地域の関係者間（既存・新規を問わず）の取組、今後の新規開業者への働きかけを強化するなど、継続したフォローアップを実施します。

第4節 医療機器の共同利用方針

- 人口減少が進む中、圏域内において効率的な医療提供体制を構築するため、医療機器についても、圏域内での配置状況、利用状況等を情報提供し、可能な限り共同利用を進めることが必要です。
- 高額医療機器の購入に当たっては、可能な限り地域医療構想調整会議において情報共有を図るとともに機器の共同利用を促進し、圏域内での効率的な医療機器の整備・活用に努めます。

第5節 紹介受診重点医療機関の名称

- 一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間の増加や勤務医の外来負担等の課題が生じていることから、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来（紹介受診重点外来）の機能に着目し、道において当該外来医療を提供する基幹的な役割を担う意向を有する病院又は診療所を「紹介受診重点医療機関」として公表しています。
- 「紹介受診重点医療機関」の公表に当たっては、札幌圏域地域医療構想調整会議で協議を行っています。
- 患者や住民がこうした外来機能の情報を得て、適切な医療機関への受診につながるよう、情報の提供を進めます。

◆紹介受診重点医療機関リスト(札幌圏域)

| No. | 医療機関名称 | 医療機関住所 | 電話番号 | 公表日 |
|-----|-----------------------------|----------------------|--------------|----------|
| 1 | NTT東日本札幌病院 | 札幌市中央区南1条西15丁目290番地 | 011-623-7540 | 令和5年8月1日 |
| 2 | JR札幌病院 | 札幌市中央区北3条東1丁目 | 011-208-7150 | 令和5年8月1日 |
| 3 | 市立札幌病院 | 札幌市中央区北11条西13丁目1番1号 | 011-726-2211 | 令和5年8月1日 |
| 4 | JA北海道厚生連 札幌厚生病院 | 札幌市中央区北3条東8丁目5番地 | 011-261-5331 | 令和5年8月1日 |
| 5 | 国家公務員共済組合連合会 斗南病院 | 札幌市中央区北4条西7丁目3-8 | 011-231-2121 | 令和5年8月1日 |
| 6 | 北海道大学病院 | 札幌市北区北14条西5丁目 | 011-706-5606 | 令和5年8月1日 |
| 7 | 医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院 | 札幌市東区北33条東14丁目3-1 | 011-722-1110 | 令和5年8月1日 |
| 8 | 公益社団法人北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院 | 札幌市東区東苗穂5条1丁目9番1号 | 011-782-9111 | 令和5年8月1日 |
| 9 | 社会医療法人医翔会 札幌白石記念病院 | 札幌市白石区本通り8丁目南1番10号 | 011-863-5151 | 令和5年8月1日 |
| 10 | KKR札幌医療センター | 札幌市豊平区平岸1条6-3-40 | 011-822-1811 | 令和5年8月1日 |
| 11 | 独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター | 札幌市西区山の手5条7丁目1番地 | 011-611-8111 | 令和5年8月1日 |
| 12 | 社会医療法人孝仁会 札幌孝仁会記念病院 | 札幌市西区宮の沢2条1丁目16番1号 | 011-665-0020 | 令和5年8月1日 |
| 13 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 札幌北辰病院 | 札幌市厚別区厚別中央2条6丁目2番1号 | 011-893-3000 | 令和5年8月1日 |
| 14 | 医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院 | 札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号 | 011-681-8111 | 令和5年8月1日 |
| 15 | 札幌医科大学付属病院 | 札幌市中央区南1条西16丁目291番地 | 011-611-2111 | 令和5年8月1日 |
| 16 | 社会医療法人社団カレスサッポロ 時計台記念病院 | 札幌市中央区北1条東1丁目2番3号 | 011-251-1221 | 令和5年8月1日 |
| 17 | 社会医療法人社団カレスサッポロ 北光記念病院 | 札幌市東区北27条東8丁目1番6号 | 011-722-1133 | 令和5年8月1日 |
| 18 | 社会医療法人柏葉会 柏葉脳神経外科病院 | 札幌市豊平区月寒東1条15丁目7番20号 | 011-851-2333 | 令和5年8月1日 |
| 19 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院 | 札幌市豊平区中の島1条8丁目3-18 | 011-831-5151 | 令和5年8月1日 |
| 20 | 医療法人美脳 札幌美しが丘脳神経外科 病院 | 札幌市清田区真栄4条5丁目19-19 | 011-558-2200 | 令和6年4月1日 |